

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行(但休日)昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県行政組織規程をここに公布する。

昭和二十八年四月二十五日

鳥取県理事 西 尾 愛 治

鳥取県行政組織規程目次

第一章 総 則 第一條 第四條

第二章 本庁内部部局

第一節 部(第五條)

第二節 課及び係(第六條―第十四條)

第三節 部長会議(第十五條)

第四節 職制及び職務(第十六條―第十七條)

第五節 事務処理の例外及び課員の事務分担

(第十八條―第二十條)

第三章 甲類附屬機關

第一節 設置、名称、内部組織、分掌事務、職及び職務(第二十一條―第五十六條)

第四章 乙類附屬機關(第五十七條)

第五章 地方 機 関

第一節 設置、内部組織、分掌事務、職及び職務(第五十八條―第六十一條)

第二節 地方事務所(第六十二條―第六十四條)

第三節 県稅事務所(第六十五條―第六十八條)

第四節 兒童相談所(第六十九條―第七十二條)

第五節 保 健 所(第七十三條―第七十六條)

第六節 勞政事務所(第七十七條―第七十八條)

第七節 病害虫防除所(第七十九條―第八十一條)

第八節 家畜保健衛生所(第八十二條―第八十四條)

第九節 鳥取県東京事務所(第八十五條―第八十七條)

第十節 蚕業指導所(第八十八條―第八十九條)

第十一節 干拓事業所(第九十條―第九十一條)

第十二節 用水改良事業所(第九十二條―第九十三條)

- 第十三節 土木出張所(第九十四條―第九十七條)
- 第十四節 港務所(第九十八條―第一百條)
- 第十五節 港湾修築事務所(第一百一條―第一百三條)
- 第十六節 鳥取県鳥取火災復興事務所(第一百四條―第一百五七條)
- 第六章 陸運事務所(第八八條―第一百十條)
- 第七章 職員の数(第一百一十條)
- 第八章 雑則(第一百十二條)

規則

鳥取県規則第二十四号

鳥取県行政組織規程

第一章 総則

(この規則の目的)

第一條 この規則は、知事の統轄の下における行政機

関の系統的組織を確立するとともに、行政事務の分掌を明確にし、もつて行政事務を適正且つ能率的に遂行するに足る鳥取県行政組織を整えることを目的とする。

(行政機能の發揮)

第二條 鳥取県行政組織は、知事の統轄の下に、明確な範囲の所掌事務と責任を有する行政機関の全体によつて、系統的に構成されなければならない。

行政機関は、知事の統轄の下に、行政機関相互の連絡を図り、すべて一体として行政機能を發揮するようにならなければならない。

(用語の意義)

第三條 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 本庁内部部局

鳥取県部局設置條例(昭和二十八年一月鳥取県條例第二号)により設けられた部及び部の下の課並びに秘書課及び課の下の係等をいう。

二 甲類附屬機関

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百十三條の規定に基づき條例で設けられた營造物及び法第五十八條第五項の規定に基づき設けた分課のうち、營造物的性格を有する試験場、研究所、演習所、施設等をいう。

三 乙類附屬機関

法第三十八條の四第三項の規定に基づき設けられた審査会、審議会、調査会、協議会、委員等をいう。

四 地方機関

法第五十五條及び第五十六條の規定に基づき設けられた機関並びに法第五十八條第五項の規定に基づき設けた分課のうち、本庁内部部局及び甲類附屬機関を除いたものであつて、分掌事務を地方的に処理する事務所、出張所、指導所、事業所等をいう。

五 陸運事務所

陸運事務所設置條例(昭和二十五年十二月鳥取県條例第五十七号)により設けられた鳥取県陸運事務所をいう。

(行政機関の設置、廃止、所掌事務等)

第四條 前條に定める機関の設置、廃止、所掌事務及び内部組織は、法令又は條例に定めるものの外、すべてこの規則により又はこの規則に基づいて定めるものとする。

法令又は條例により設置されている前條の機関については、その位置、目的、管轄区域、所掌事務及び内部組織等のうち必要な事項をこの規則に掲記するものとする。

第二章 本廳内部部局

第一節 部

(部制)

第五條 法第五十八條第一項及び第二項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、鳥取県部局設置條例(昭和二十八年一月鳥取県條例第二号)

により設けられた部及びその分掌する事務は、次のとおりである。

総務部

- 一 職員の進退及び身分に関する事項
- 二 議会及び県の行政一般に関する事項
- 三 県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項
- 四 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
- 五 統計、広報、條例の立案 その他他部の主管に属しない事項

民生部

- 一 社会福祉に関する事項
- 二 社会保障に関する事項

衛生部

- 一 保健衛生に関する事項
- 二 保健所に関する事項

經濟部

- 一 商業及び工業に関する事項
- 二 物資農林、水産物資を除く。の配給及び物価の

統制に関する事項

- 三 計量及び高圧ガス等の取締に関する事項
- 四 労働に関する事項

農林部

- 一 農業、林業及び水産業に関する事項
- 二 農地関係の調整に関する事項
- 三 開拓及び入植に関する事項
- 四 農林、水産物資の配給に関する事項

土木部

- 一 道路及び河川に関する事項
- 二 都市計画に関する事項
- 三 住宅及び建築に関する事項
- 四 港湾その他土木に関する事項

第二節 課及び係

(課及び係の設置、名称)

第六條 知事に直屬して、秘書的業務を処理させるため秘書課を置き、課の事務を分掌させるため庶務係及び秘書係を置く。

鳥取県部局設置條例により設けられた部の下に次の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ下欄に掲げる係を置く。

一 総務部

総務課	庶務係	法制係	広報係	文書係	業務係
企画課	庶務係	企画係	開発係		
人事課	庶務係	人事係	能率係	厚生係	
財務課	庶務係	予算係	税制係		
会計課	庶務係	収支係	審査係	用度係	国費係
地方課	庶務係	行政係	財政係	監理文教係	
消防係					
統計課	庶務係	調査係	産業係	生活統計係	
資料室					

二 民生部

厚生課	庶務係	保護係	社会係
児童課	庶務係	福祉係	施設係
世話課	庶務係	調査係	整理係
保険課	庶務係	調査係	補償係
			二復係

(国家公務員をもつて組織する係を除く。)

三 衛生部

医務課	庶務係	医務係	衛生統計係
公衆衛生課	庶務係	食品衛生係	環境衛生係
	庶務係	結核予防係	防疫係
藥務課	庶務係	藥事係	補給係
			麻藥係

四 經濟部

商工課	庶務係	振興係	管理係	団体係	觀光賢
-----	-----	-----	-----	-----	-----

労働課
職業安定課
易係 計量係
庶務係 労政係
(国家公務員をもつて組織する係を除く。)
失業対策係

五 農林部

農政課	庶務係 食糧係 協同組合係 農業経営係 農業共済係 農村工業係 資材肥料係
農業改良課	庶務係 農産係 特産係 普及係 専門技術員室
畜産課	庶務係 生産係 有畜営農係 衛生係
林務課	庶務係 計画係 造林係 治山係 林業指導係 林道係 森林経営係
水産課	庶務係 漁政係 指導係 生産係
蠶糸課	庶務係 蠶業係 繭糸係
農地課	庶務係 調整係 農地係

開拓課
耕地課
庶務係 入植係 経営指導係 創設係
建設係
庶務係 管理係 土地改良係 災害係
干拓係

六 土木部

管理課	庶務係 管理係 災害係
道路課	庶務係 計画係 補修係 改良係
河港課	庶務係 河川係 港灣係
砂防課	庶務係 砂防係 発電係
建築課	庶務係 住宅係 指導係 一般營繕係 学校營繕係

3 課の規模又は係の状況によつて、庶務係の事務を他の係で処理することが適当と認められる場合においては、庶務係を置かないことができる。

(秘書課の分掌事務)
第七條 秘書課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 知事及び副知事の秘書に関すること
- 二 行幸啓その他皇室に関すること
- 三 庁中儀式に関すること

(総務部各課の分掌事務)

第八條 総務部の各課においては、次の事務をつかさどる。

総務課

- 一 條例、規則、規程等の審査に関すること
- 二 令達公布及び県公報の発行に関すること
- 三 行政各般の報導宣伝に関すること
- 四 世論調査及び情報の収集に関すること
- 五 県民時報その他広報資料の発行に関すること
- 六 出版物の調整に関すること
- 七 国立国会図書館法による県出版物の納本に関すること
- 八 文書事務にかかる本庁及び出先機関の指導監督に關すること
- 九 県印及び知事、副知事 各部長の職印の管守に関すること

ること

十 文書の收受、発送、審査、記録及び保管に関すること

こと

- 十一 渉外事務一般に関すること
- 十二 海外渡航に関すること
- 十三 ほん語及び通訳に関すること
- 十四 駐留軍による被害の調査及び補償金等の支払に関すること
- 十五 りやく倉物件の調査及び処理に関すること
- 十六 庁内の清掃及び取締に関すること
- 十七 庁内電話及び庁内放送に関すること
- 十八 庁舎及び庁内電気施設その他庁内施設の管理に関すること
- 十九 当直に関すること
- 二十 庁用自動車の管理に関すること
- 二十一 駐留軍関係要員の労務管理に関すること
- 二十二 渉外労務管理事務所に関すること
- 二十三 部内各課の連絡協調に関すること

二十四 その他他課の所管に属しないこと

七 地方職員共済組合に関すること

- 企 画 課
- 一 県政にかかる総合企画、調査審議及び連絡調整に関すること
- 二 部長会議に関すること
- 三 知事会に関すること
- 四 陳情訴願の処理に関すること
- 五 国土総合開発に関すること
- 六 東京事務所に関すること
- 人 事 課
- 一 職員の定数、任免、配置、分限、懲戒、服務、給与、研修、勤務成績の評定、福祉及び表彰その他人事管理に関すること
- 二 位勳及びほう賞に関すること
- 三 行政組織に関すること
- 四 事務の委任及び配分に関すること
- 五 行政能率に関すること
- 六 恩給及び退職料に関すること

- 財 務 課
- 一 県議会に関すること
- 二 県予算及び県財政に関すること
- 三 県有財産及び营造物の取得管理及び処分に関すること
- 四 県にかかる地方財政平衡交付金に関すること
- 五 県税に関すること
- 六 県税にかかる重要な犯則の調査、検査及び取締に関すること
- 七 都道府県間の事業税及び特別所得税の分割に関すること
- 八 他の都道府県から委託された税務事務に関すること
- 九 県税に附随する税外諸収入に関すること
- 十 県税事務所に関すること
- 会 計 課
- 一 県経済及び国庫経済歳入歳出收支に関すること

- 二 県経済及び国庫経済歳入歳出外現金に関すること
- 三 県金庫に関すること
- 四 物品、証紙の出納保管に関すること
- 五 金銭物品の出納検査に関すること
- 六 県営印刷所に関すること

- 十一 外国人の登録に関すること
- 十二 私立の学校及び各種学校に関すること
- 十三 宗教学法人に関すること
- 十四 消防に関すること
- 十五 選挙管理委員会に関すること

地 方 課

統 計 課

- 一 地方事務所に関すること
- 二 市町村その他地方公共団体の行財政の総合指導及び監督に関すること
- 三 市町村職員の互助共済施設の指導監督に関すること
- 四 市町村職員の研修に関すること
- 五 行政書士に関すること
- 六 市町村にかかる地方財政平衡交付金に関すること
- 七 市町村税の指導に関すること
- 八 貯蓄奨励に関すること
- 九 政党、協会その他団体に関すること
- 十 解散団体に関すること

- 一 国勢調査に関すること
 - 二 農林統計に関すること
 - 三 人口統計に関すること
 - 四 商工統計に関すること
 - 五 教育統計に関すること
 - 六 家計調査に関すること
 - 七 勤労統計に関すること
 - 八 その他統計に関すること
- (民生部各課の分掌事務)
- 第九條 民生部の各課においては、次の事務をつかさどる。
- 厚生 課

- 一 生活保護に関する事
- 二 身体障害者福祉に関する事
- 三 災害救助に関する事
- 四 民生委員に関する事
- 五 社会福祉事業に関する事
- 六 社会福祉事業の団体及び施設に関する事
- 七 更生福祉に必要な物資に関する事
- 八 消費生活協同組合に関する事
- 九 公益質屋に関する事
- 十 同和事業に関する事
- 十一 部内各課の連絡協調に関する事
- 十二 その他部内他課の主管に属しない事

世話課

- 一 未帰還者の調査に関する事
- 二 未復員者死亡認定及び死亡公報に関する事
- 三 遺家族等の身上相談に関する事
- 四 遺骨、遺留品の取扱に関する事
- 五 軍歴に関する事

- 六 未帰還者の留守宅渡給与に関する事
- 七 復員者の未支給給与の精算に関する事
- 八 未帰還死没者に対する給与に関する事
- 九 元軍人の傷病恩給及び元軍属の恩給等に関する事
- 十 戦死者遺族補償に関する事
- 十一 その他復員に関する事

児童課

- 一 児童及び母性の福祉に関する総合企画に関する事
- 二 児童福祉法の施行に関する事
- 三 児童及び母性の福祉思想の普及啓発に関する事
- 四 児童文化の向上に関する事
- 五 児童の不良化防止に関する事
- 六 未亡人等母子世帯の福祉に関する事
- 七 青少年問題対策の連絡調整に関する事
- 八 児童福祉施設收容者の職業指導に関する事
- 九 季節保育所に関する事
- 十 その他他の主管に属しない児童に関する事

保険課

- 一 国民健康保険に関する事
- 二 健康保険に関する事
- 三 厚生年金保険に関する事
- 四 船員保険に関する事
- 五 厚生保険特別会計及び船員保険特別会計に関する事
- 六 保険課に勤務する職員(地方公務員を除く。)の身分取扱に関する事
- 七 保険課に属する文書に関する事
- 八、その他他課の主管に属しない社会保険に関する事

(衛生部各課の分掌事務)

第十條 衛生部の各課においては、次の事務をつかさどる。

医務課

- 一 保健衛生の総合企画に関する事
- 二 医療機関の整備に関する事
- 三 医師、歯科医師、診療エックス線技師、歯科衛生

士、保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦の身分並びに業務に関する事

- 四 あん摩師、はり師、きゆう師、柔道整復師その他療養行為者の身分及び業務に関する事
- 五 各種病院、診療所、助産所その他医療関係者の業務所に関する事
- 六 保健婦、助産婦及び看護婦の養成所に関する事
- 七 人口動態調査及び衛生統計調査に関する事
- 八 衛生研究所に関する事
- 九 部内各課、甲類附属機関及び地方機関の連絡調整に関する事
- 十 その他部内他課の所管に属しない事

公衆衛生課

- 一 食品衛生法の施行に関する事
- 二 工場法及びへい、獣処理場等に関する法律の施行に関する事
- 三 狂犬病予防法の施行に関する事
- 四 上水道及び下水道に関する事

- 五 清掃衛生及びねずみ、昆虫等の驅除に関すること
- 六 死体解剖保存に関すること
- 七 墓地、埋葬、火葬場等及び胞衣埋没場に関すること
- 八 美容師法、美容師法に関すること
- 九 旅館業法、興行場法、公衆浴場法及びクリーニング業法の施行に関すること
- 十 温泉法の施行に関すること
- 十一 衛生保護法の施行に関すること
- 十二 栄養士法及び栄養の調査並びに改善指導に関すること
- 十三 母子衛生に関すること
- 十四 精神衛生に関すること
- 十五 結核に関すること
- 十六 歯科衛生に関すること
- 十七 法定伝染病に関すること
- 十八 検疫に関すること

- 十九 予防接種に関すること
 - 二十 伝染隔離病舎に関すること
 - 二十一 性病に関すること
 - 二十二 トラホーム、らい病、寄生虫病、地方病及び慢性病に関すること
 - 二十三 災害防疫に関すること
 - 二十四 衛生知識の普及向上に関すること
 - 二十五 その他公衆衛生に関すること
- 薬 務 課
- 一 薬事法の施行に関すること
 - 二 毒物劇物営業法の施行に関すること
 - 三 医薬品その他衛生資材の生産に関すること
 - 四 薬用植物の栽培に関すること
 - 五 薬品等の配給に関すること
 - 六 歯科用貴金屬の管理に関すること
 - 七 特殊衛生用物資に関すること
 - 八 麻薬取締に関すること
 - 九 大麻取締に関すること

十 その他業務に関すること
 (經濟部各課の分掌事務)
 第十一條 經濟部各課においては、次の事務をつかさどる。

- 商 工 課
- 一 中小企業振興に関すること
 - 二 工場誘致に関すること
 - 三 商工金融に関すること
 - 四 工業標準化法に関すること
 - 五 博覧会に関すること
 - 六 発明考案に関すること
 - 七 工芸美術に関すること
 - 八 地代家賃に関すること
 - 九 電力及び高圧瓦斯に関すること
 - 十 火薬に関すること
 - 十一 爆薬物の処理に関すること
 - 十二 熱管理に関すること
 - 十三 通商産業省関係の指定生産資材に関すること

- 十四 中小企業等協同組合法に関すること
 - 十五 商工会議所その他商工団体にに関すること
 - 十六 事業者団体にに関すること
 - 十七 独占禁止法に関すること
 - 十八 自転車競技法に関すること
 - 十九 鑛業に関すること
 - 二十 計量に関すること
 - 二十一 観光に関すること
 - 二十二 貿易に関すること
 - 二十三 工業試験場、大阪事務所及び木材工業指導所に
 関すること
 - 二十四 部内各課の連絡協調に関すること
 - 二十五 その他商工業に関すること
 - 二十六 その他部内他課の所管に属しないこと
- 勞 政 課
- 一 労働組合法及び労働関係調整法の施行に関すること
 - 二 労働教育に関すること

- 三 労働者の福利厚生に関する事
- 四 他の主管に属しない労働組合その他労働に関する団体及び労働関係の調整に関する事
- 五 労政事務所に関する事
- 職業安定課
 - 一 職業安定法の施行に関する事
 - 二 失業保険法の施行に関する事
 - 三 緊急失業対策法の施行に関する事
 - 四 駐留軍関係労務者の充足確保に関する事
 - 五 政府職員等の失業者の退職手当に関する事
 - 六 失業保険料その他徴収金の徴収及び現金の収納に関する事
 - 七 労働省関係職員的身分取扱に関する事
 - 八 労働省所管国有財産に関する事
 - 九 労働省所管一般会計及び失業保険特別会計に関する事
 - 十 公共職業安定所及び公共職業補導所に関する事
 - 十一 その他職業安定行政に関する事

(農林部各課の分掌事務)
第十二條 農林部の各課においては、次の事務をつかさどる。

- 農政課
 - 一 食糧管理法の施行に関する事
 - 二 農業協同組合の育成指導及び監督に関する事
 - 三 農業倉庫に関する事
 - 四 農業委員会に関する事
 - 五 農業振興に関する事
 - 六 農産物の販売あつ、旋に関する事
 - 七 農業金融に関する事
 - 八 農産物の検査に関する事
 - 九 農業災害補償に関する事
 - 十 農村工業に関する事
 - 十一 食糧品工業及び油糧産業の振興に関する事
 - 十二 農薬及び肥料に関する事
 - 十三 農業総合研究所、農業協同組合講習所及び農産物門司あつ、旋所に関する事

- 十四 部内各課の連絡協調に関する事
- 十五 その他部内他課の主管に属しないこと
- 農業改良課
 - 一 農業生産計画に関する事
 - 二 食糧農産物に関する事
 - 三 植物防疫に関する事
 - 四 農業気象に関する事
 - 五 園藝農作物に関する事
 - 六 工藝作物に関する事
 - 七 すい、かの検査に関する事
 - 八 農業改良普及事業の総合企画に関する事
 - 九 農村生活改善に関する事
 - 十 農村青少年等のクラブ組織の育成指導に関する事
 - 十一 農業改良の専門技術に関する事
 - 十二 農業改良普及員及び生活改良普及員に関する事
 - 十三 病害虫防除所、農業試験場、経営伝習農場、農産加工所及び農業講習所に関する事

林務課

- 一 森林計画に関する事
- 二 造林に関する事
- 三 造林臨時措置法に関する事
- 四 林業種苗に関する事
- 五 果有林及び分收造林に関する事
- 六 森林火災国営保険に関する事
- 七 保安林及び林野の保護取締に関する事
- 八 山地治山、海岸砂地造林及び災害防止林造成に関する事
- 九 林産物搬出施設に関する事
- 十 林業技術普及に関する事
- 十一 木材薪炭の生産に関する事
- 十二 林産物及び特殊林産物に関する事
- 十三 林産物の販売あつ、旋に関する事
- 十四 森林害虫防除に関する事
- 十五 林野火入に関する事
- 十六 林業金融に関する事

- 十七 林野の経営指導に関する事
 - 十八 国立公園及び景園に関する事
 - 十九 林業団体の指導監督に関する事
 - 二十 獵政に関する事
- 畜産課
- 一 家畜、家きん、検査に関する事
 - 二 酪農に関する事
 - 三 家畜市場に関する事
 - 四 競馬に関する事
 - 五 獣医師、装てい、師及び家畜商に関する事
 - 六 飼料に関する事
 - 七 牧野に関する事
 - 八 家畜、家きん、改良増殖に関する事
 - 九 家畜衛生防疫に関する事
 - 十 家畜人工授精に関する事
 - 十一 家畜保健衛生所及び種畜場に関する事
 - 十二 その他畜産に関する事
- 水産課

- 一 漁業調整に関する事
- 二 漁業取締に関する事
- 三 水産業協同組合その他水産関係団体に関する事
- 四 漁船保険に関する事
- 五 漁業金融に関する事
- 六 漁業にかかる免許料及び許可料に関する事
- 七 水産物の販売あつ旋に関する事
- 八 漁市場に関する事
- 九 漁ろうに関する事
- 十 漁船及び船鑑札に関する事
- 十一 水産物製造加工に関する事
- 十二 水産資源保護に関する事
- 十三 水産業の改良普及に関する事
- 十四 水産増殖に関する事
- 十五 漁港その他漁業用施設に関する事
- 十六 水難救護に関する事
- 十七 漁業気象に関する事
- 十八 境港魚揚施設に関する事

- 十九 海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事
 - 二十 水産試験場及び境漁業無線局に関する事
 - 二十一 その他水産に関する事
- 蠶糸課
- 一 養蠶及び栽桑の指導奨励に関する事
 - 二 蠶種に関する事
 - 三 副蠶糸に関する事
 - 四 製糸業に関する事
 - 五 蠶業技術普及員に関する事
 - 六 蠶業指導所、蠶業試験場及び繭検定所に関する事
 - 七 その他蠶糸に関する事
- 農地課
- 一 農地関係等の調整に関する事
 - 二 農事調停に関する事
 - 三 既墾地の自作農創設維持に関する事
 - 四 農地の交換分合(工事を伴う交換分合を除く。)に

- 五 国有農地等の管理に関する事
- 開拓課
- 一 開拓事業の総合企画に関する事
 - 二 開拓地における農業経営及び農村建設の指導に関する事
 - 三 増反者及び入植者に関する事
 - 四 開拓資金の融通に関する事
 - 五 開拓地の文化施設に関する事
 - 六 移民に関する事
 - 七 開拓用地の取得管理及び処分に関する事
 - 八 開拓地における開墾、建設工事及び開拓基金施設に関する事
 - 九 開拓農家の建築及び農用並びに開拓工事用資材に関する事
 - 十 開拓関係団体にに関する事
- 耕地課
- 一 土地改良事業(干拓を含む。)に関する事

二 土地改良法の施行(工事を伴わない交換分合を除く。)に関する事

三 耕地整理組合及び普通水利組合に関する事

四 農業土木用機械器具及び資材に関する事

五 土地改良事業に要する資金に関する事

六 農業水利の調整及び調査に関する事

七 耕地の災害復旧に関する事

八 その他農業土木に関する事

(土木部各課の分掌事務)

第十三條 土木部の各課においては、次の事務をつかさどる。

管 理 課

一 土地収用に関する事

二 地籍に関する事

三 建設省所管の国有財産に関する事

四 建設業法の施行に関する事

五 測量法に関する事

六 公有水面の埋立に関する事

七 土木災害事務の取まとめに関する事

八 土木関係資材及び物資の需給調整に関する事

九 部内各課及び地方機関の連絡調整に関する事

十 その他部内他課の主管に属しないこと

道 路 課

一 都市計画及び特別都市計画に関する事

二 屋外広告物取締に関する事

三 道路及び橋梁に関する事

四 渡船場に関する事

五 地方鉄道、軌道、自動車道及び無軌道電車に関する事

六 国土調査に関する事

七 道路占用及び沿道取締に関する事

八 道路手の指導監督に関する事

砂 防 課

一 砂防に関する事

二 水力発電に関する事

三 河水統制に関する事

河 港 課

一 河川、港湾及び漁港の工事に關すること

二 海岸、湖岸、湖沼、水路及び運河に關すること

三 水利に關すること

四 上水道及び下水道の工事設計に關すること

五 水路測量標に關すること

六 水防及び水害予防組合に關すること

建 築 課

一 住宅の供給及びその助成監督に關すること

二 住宅組合法及び貸家組合法の施行に關すること

三 宅地建物取引業法の施行に關すること

四 住宅金融公庫法第二十三條の規定による委託事務に關すること

五 建築基準法の施行に關すること

六 建築士法の施行に關すること

七 耐火建築促進法の施行に關すること

八 建築動態統計調査規則の施行に關すること

九 戦災復興土地区画整理施行地区内建築制限令の施

行に關すること

十 建築代理業に關すること

十一 県有建物の管轄に關すること

十二 学校管轄に關すること

十三 建築物評価に關すること

十四 公共建物の委託管轄に關すること

十五 その他他課の主管に属しない宅地及び建築行政に關すること

(係の分掌事務)

第十四條 係の分掌事務は、課長において定め、知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 前項の分掌事務を定め又はこれを変更するに當つては、事務の同質性、管理能力の範囲及び負荷の均衡等について、事務の能率的処理ができるように考慮を払わなければならない。

第三節 部長會議

(部長會議)

第十五條 重要施策の審議、各部門の連絡調整を図るため、部長會議を置く。

2 部長會議は、副知事及び部長をもつて構成し、知事がこれを主宰する。

第四節 職制及び職務

(本庁内部部局の職)

第十六條 部、課及び係にそれぞれ次の長を置く。

部長

課長

係長

2 特に必要があると認めるときは、部に次長を、課に課長補佐を置くことができる。

(本庁の内部部局の職の職務)

第十七條 前條に掲げる職の職務は次のとおりである。

一部長 知事及び副知事の命を受け、所部の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

二課長 上司の命を受け、課務を掌理する。

三 係長 上司の命を受け、その係に屬する事務を処理する。

四 次長及び課長補佐

長をたすけて、部又は課の事務に従事し、それぞれの長に事故がある場合は、その職務を代行する

第五節 事務処理の例外及び課員の事務分担

(事務処理の例外)

第十八條 主管が明らかでない事項があるときは、部内にあつては部長が、二部以上にわたる場合にあつては知事が定める。

第十九條 臨時又は特命の事項については、第七條から第十三條までの規定にかかわらず特に職員を指定し、又は本部、事務局、協議会等を設けて事務を処理させることができる。

(課員の事務分担)

第二十條 課員の分担期務は、課長が係長の意見を徴してこれを定め、そのつ度上司に報告しなければならない

第三章 甲類附屬機關

第一節 設置、名称、内部組織 分掌事務、職及び職務

(甲類附屬機關の設置及び名称)

第二十一條 法第二十三條の規定に基き設置された

甲類附屬機關は、次のとおりである。

鳥取県養老院

鳥取県八頭厚生寮

鳥取県義肢修理所

鳥取県立身体障害者更生指導所

鳥取県立中央病院

鳥取県工業試験場

鳥取県木材工業指導所

鳥取県農業総合研究所

鳥取県農業試験場

鳥取県菅浜村屠場

鳥取県境漁業無線局
幡郷県管発電所

2 前項に掲げるもののほか、法第五十八條第五項の規定に基き、次に掲げる甲類附屬機關を設置する。

鳥取県立奨徳学校

鳥取県立積善学園

鳥取県立皆成学園

鳥取県衛生研究所

鳥取県優生保護相談所

鳥取県精神衛生相談所

鳥取県立公共職業補導所

鳥取県立農業協同組合講習所

鳥取県農産物門司あつ旋所

鳥取県立経営伝習農場

鳥取県立農産加工所

鳥取県農業講習所

鳥取県立種畜場

- 鳥取県営牧場
- 鳥取県水産試験場
- 鳥取県蚕業試験場
- 鳥取県蘭検定所
- 鳥取県立蚕業技術員養成所
- 鳥取県印刷所

(甲類附屬機関の内部組織、分掌事務)

第二十二條 甲類附屬機関には、その所掌事務を分掌させるため必要に応じて、係、部、分場等を置く。

2 前項の係、部、分場等に属する事務は、甲類附屬機関の長において定め、知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

(甲類附屬機関の職及び職務)

第二十三條 甲類附屬機関にそれぞれの長を、係及び分場に係長及び分場長を、部に主任を置く。

2 長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、事務を掌理する。

3 係長は、上司の命を受け、係に属する事務を処理す

る。

4 主任は、上司の命を受け、担任部門の事務を処理する。

(鳥取県養老院)

第二十四條 鳥取県養老院設置條例(昭和二十六年九月鳥取県條例第五十四号)により設置された鳥取県養老院は、老衰のため独立して日常生活を営むことができない要保護者を收容して生活扶助を行う施設である。

2 鳥取県養老院の位置は、真伯郡浅津村である。

(鳥取県八頭厚生寮)

第二十五條 鳥取県八頭厚生寮設置條例(昭和二十六年九月鳥取県條例第五十五号)により設置された鳥取県八頭厚生寮は、住居のない要保護者の世帯に対して住宅扶助を行う施設である。

2 鳥取県八頭厚生寮の位置は、八頭郡国中村である。

(鳥取県立義肢修理所)

第二十六條 鳥取県立義肢修理所設置條例(昭和二十五年三月鳥取県條例第六号)により設置された鳥取県立

義肢修理所は、肢体不自由者に必要な補装具の製作又は修理を行う施設である。

2 鳥取県立義肢修理所の位置は、鳥取市である。

(鳥取県身体障害者更生指導所)

第二十七條 鳥取県身体障害者更生指導所設置條例(昭和二十七年四月鳥取県條例第二十三号)により設置された鳥取県身体障害者更生指導所は、身体障害者(肢体不自由者)の更生に必要な治療及び訓練を行う施設である。

2 鳥取県身体障害者更生指導所の位置は、鳥取市である。

3 鳥取県身体障害者更生指導所に、管理係及び業務係を置く。

(鳥取県身体障害者更生相談所)

第二十八條 鳥取県身体障害者更生相談所設置條例(昭和二十八年三月鳥取県條例第十号)により設置された鳥取県身体障害者更生相談所は、身体障害者の相談に応じ、その医学的・心理学的及び職能的判定を行う施設

である。

2 鳥取県身体障害者更生相談所の位置は、鳥取市である。

(鳥取県立中央病院)

第二十九條 鳥取県立中央病院設置條例(昭和二十四年一月鳥取県條例第四号)により設置された鳥取県立中央病院は、公衆に対し医療をなす機関である。

2 鳥取県立中央病院の位置は、鳥取市である。

3 鳥取県立中央病院の内部組織については、別に定める。

(鳥取県工業試験場)

第三十條 鳥取県工業試験場設置條例(昭和二十六年三月鳥取県條例第二十四号)により設置された鳥取県工業試験場は、工業(木製品工業及び金屬工業を除く。)に関する試験研究並びに指導を行い、その振興を図るため、次の業務を行う機関である。

- 一 製糸、窯業、醸造、染織工業に関する調査並びに総合企画

- 二 工業用原材料及び製品の分析試験鑑定
 - 三 工業用機械器具及び製作技術に関する試験研究並びに指導
 - 四 試作並びに見本品の配布
 - 五 工芸意匠図案の研究並びに指導
 - 六 講習、講話、実地指導並びに伝習
 - 七 その他目的達成に必要な事項
 - 2 鳥取県工業試験場の位置は、鳥取市である。
 - 3 鳥取県工業試験場に、庶務係、製糸部、醸造部、工藝図案部、津ノ井窯業部及び中浜染織部を置く。
- (鳥取県木材工業指導所)
- 第三十一條 鳥取県木材工業指導所設置條例(昭和二十六年三月鳥取県條例第二十五号)により設置された、鳥取県木材工業指導所は、木製品工業(竹工業、漆工業、杞柳工業及び製材業を含む。)に関する試験研究並びに指導を行い、その振興を図るため、次の業務を行う機関である。
 - 一 木製品工業に関する調査並びに総合企画

- 二 木製品工業関係材料、機械器具及び製作技術に関する試験研究並びに指導
 - 三 木製品の試作並びに見本品の配布
 - 四 木製品に関する意匠、図案の研究並びに指導
 - 五 経営管理に関する研究並びに指導
 - 六 展示会、講習会、講演会等の開催
 - 七 技能者の養成
 - 八 その他目的達成に必要な事項
 - 2 鳥取県木材工業指導所の位置は、鳥取市である。
 - 3 鳥取県木材工業指導所に庶務係及び工業指導係を置く。
- (鳥取県農業総合研究所)
- 第三十二條 鳥取県農業総合研究所設置條例(昭和二十六年三月鳥取県條例第二十三号)により設置された鳥取県農業総合研究所は、農業の生産力の発展と、農民の社会福祉の向上を、経済、社会、文化等の総合的見地から検討し、本県に最も適合した施策の樹立に資するため、次の業務を行う機関である。

- 一 農業経済に関する調査研究
 - 二 農業振興に関する調査研究
 - 三 農業生産力に関する基礎調査
 - 四 農民の社会福祉向上のため経済、社会、文化等に関する科学的調査研究
 - 五 農業総合計画に関する調査研究
 - 六 その他目的達成に必要な事項
 - 2 鳥取県農業総合研究所の位置は、鳥取市である。
 - 3 鳥取県農業総合研究所に、庶務係及び研究措置部を置く。
- (鳥取県農業試験場)
- 第三十三條 鳥取県農業試験場設置條例(昭和二十六年一月鳥取県條例第二号)により設置された鳥取県農業試験場は、農業に関する試験研究を行い、能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農民生活の改善を図つて農民の利益を増進するため、次の調査試験研究等の業務を行う機関である。
 - 一 農業経営技術の改善に関すること

- 二 農民の生活改善に関すること
 - 三 農作物の品種改良並びに栽培に関すること
 - 四 土壌肥料に関すること
 - 五 農作物の病虫害防除に関すること
 - 六 農業機械器具に関すること
 - 七 畜産に関すること
 - 八 農畜産加工に関すること
 - 九 農業及び農民生活に関する物件の分析、鑑定並びに種苗及び有用菌の育成に関すること
 - 十 その他農業改良普及事業に関すること
 - 2 鳥取県農業試験場の位置は、鳥取市である。
 - 3 鳥取県農業試験場に庶務係、農産部、農業経営部及び畜産部を置く。
 - 4 鳥取県農業試験場の分場の名称及び位置は、次のとおりである。
- | 名 称 | 位 置 |
|-----------------|---------|
| 鳥取県農業試験場西伯分場 | 米子市旗ヶ崎 |
| 鳥取県農業試験場津ノ井果樹分場 | 岩美郡津ノ井村 |

鳥取県農業試験場東伯分場

東伯郡上井町

(鳥取県宮浜村屠場)

第三十四條 鳥取県屠場に関する條例(昭和二十八年

四月鳥取県條例第二十一号)により設置された鳥取県

宮屠場は家畜の肉の自家利用を奨励し、家畜の改良増

殖の振興を図るため、次の業務を行う機関である。

一 家畜の屠殺、解体及び処理

二 その他屠場運営に関する事

2 鳥取県宮浜村屠場の位置は、気高郡浜村町である。

(鳥取県境漁業無線局)

第三十五條 鳥取県境漁業無線局設置條例(昭和二十六

年九月鳥取県條例第五十号)により設置された鳥取県

境漁業無線局は、無線通信により漁業生産の向上を図

るとともに、水難の予防及び救助に万全を期するため

次の業務を行う機関である。

一 海況及び漁況の通報

二 漁業気象の通報

三 漁船との通信

四 その他目的達成上必要な事項

2 鳥取県境漁業無線局の位置は、西伯郡境町である。

(幡郷県営発電所)

第三十六條 幡郷県営発電所設置條例(昭和二十八年三

月鳥取県條例第九号)により設置された幡郷県営発電

所は、電力供給体制を確立して工業の振興を図り公共

の福祉に寄与するため、次の業務を行う機関である。

一 発電及び電気の供給に関する事

二 営造物の管理に関する事

三 その他発電所の運営に関する事

2 幡郷県営発電所の位置は、西伯郡幡郷村である。

(鳥取県立獎徳学校)

第三十七條 鳥取県立獎徳学校は、不良行為をし又はす

る虞のある児童を收容してこれを教護する施設とす

る。

2 鳥取県立獎徳学校は、米子市に置く。

3 鳥取県立獎徳学校に庶務係及び教護部を置く。

(鳥取県立積善学園)

第三十八條 鳥取県立積善学園は、盲兒(強度の弱視兒

を含む。)又はろうあ兒(強度の難聴兒を含む。)を收

容してこれを保護するとともに、独立自活に必要な指

導又は援助をするための施設とする。

2 鳥取県立積善学園は、鳥取市に置く。

3 鳥取県立積善学園に庶務係、盲部及びろうあ部を置

く。

(鳥取県立皆成学園)

第三十九條 鳥取県立皆成学園は、精神薄弱の児童を收

容してこれを保護するとともに、独立自活に必要な知

識技能を与える施設とする。

2 鳥取県立皆成学園は、東伯郡倉吉町に置く。

3 鳥取県立皆成学園に庶務係及び養護部を置く。

(鳥取県衛生研究所)

第四十條 鳥取県衛生研究所は、地方公衆衛生に寄与す

るため、次の業務を行う機関とする。

一 細菌学的検査に関する事

二 化学試験に関する事

三 病理臨床試験検査に関する事

四 食品の衛生検査に関する事

2 鳥取県衛生研究所は、鳥取市に置く。

3 鳥取県衛生研究所に庶務係、理化学試験部及び細菌

検査部を置く。

(鳥取県優生保護相談所)

第四十一條 鳥取県優生保護相談所は、優生保護の見地

から結婚の相談に応じ、遺伝その他優生保護上必要な

知識の普及向上を図るとともに、受胎調節に関する適

正な方法の普及指導をするための機関とする。

2 鳥取県優生保護相談所の名称は、次の上欄に掲げる

とおりとし、それぞれその下欄に掲げる保健所に附置

する。

名 称 保 健 所

鳥取県智頭優生保護相談所 鳥取県智頭保健所

鳥取県鳥取優生保護相談所 鳥取県鳥取保健所

鳥取県浜村優生保護相談所 鳥取県浜村保健所

鳥取県倉吉優生保護相談所 鳥取県倉吉保健所

鳥取県米子優生保護相談所 鳥取県米子保健所
鳥取県根雨優生保護相談所 鳥取県根雨保健所

(鳥取県精神衛生相談所)

第四十二條 鳥取県精神衛生相談所は、精神衛生に関する相談及び指導を行い並びに精神衛生に関する知識の普及を図る施設とする。

2 鳥取県精神衛生相談所は、米子市に置く。

(鳥取県大阪事務所)

第四十三條 鳥取県大阪事務所は、本県と大阪市及びその近隣都市との間における経済の交流を促進し、産業の振興を図るため、次の業務を行う機関とする。

一 諸物産の販売あつ、旋に関すること

二 受託あつ、旋に関すること

三 生産資材、その他諸物資の購入あつ、旋に関すること

四 職業のあつ、旋に関すること

五 関西商況及びその他の調査、情報、連絡に関すること

六 本県物産の陳列並びに展示に関すること。
七 観光の宣伝に関すること
八 工場の誘致に関すること

2 鳥取県大阪事務所は、大阪市東区南久寶寺町二丁目に置く。

(鳥取県立公共職業補導所)

第四十四條 鳥取県立公共職業補導所は、定められた補導種目について技術習得の上、将来就業しようとする者に対して、必要な専門的知識及び技能を授けて職業の安定を図るとともに、経済の振興に寄与するための機関とする。

2 鳥取県立公共職業補導所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鳥取県立鳥取公共職業補導所	鳥 取 市
鳥取県立米子公共職業補導所	米 子 市
鳥取県立倉吉公共職業補導所	東伯郡倉吉町
鳥取県立公共職業補導所に、庶務係及び補導係を置く。	

く。

(鳥取県立農業協同組合講習所)

第四十五條 鳥取県立農業協同組合講習所は、農業協同組合連合の飛躍的發展を実現し、農民解放の眞義である農業改革の实效を期するため、将来農業協同組合の申核として活躍しようとする農村男女青年に対し農業協同組合経営の正しき理解とこれに必要な知識技能を習得させるため、教育を実施する機関とする。

2 鳥取県立農業協同組合講習所は、気高郡湖山村に置く。

(鳥取県農産物門司あつ、旋所)

第四十六條 鳥取県農産物門司あつ、旋所は、本県農産物の販売あつ、旋 市況の速報並びにこれに伴う各種の調査及び連絡を行う機関とする。

2 鳥取県農産物門司あつ、旋所は、門司市に置く。

(鳥取県立経営伝習農場)

第四十七條 鳥取県立経営伝習農場は、農村の青少年に科学的且つ合理的農業経営に必要な技術を伝習させ、

中堅青少年を養成する機関とする。

2 鳥取県立経営伝習農場は、東伯郡南谷村に置く。

3 鳥取県立経営伝習農場に、庶務係及び経営伝習係を置く。

(鳥取県立農産加工所)

第四十八條 鳥取県立農産加工所は、農産物加工の試験研究並びに技術指導をするため、次の業務を行う機関とする。

一 園藝生産物の乾燥に関する試験研究に関すること

二 園藝生産物の罐詰、びん詰に関する試験研究に関すること

三 農産物の冷凍に関する試験研究に関すること

四 でん粉、たん白質分解に対する試験研究に関すること

五 搾油並びに製糶用種子に対する試験研究に関すること

六 漬物に対する試験研究に関すること

七 農産加工技術者の養成に関すること

2 鳥取県立農産加工所は、米子市に置く。

(鳥取県立農業講習所)

第四十九條 鳥取県立農業講習所は、農業改良普及員等の養成及び再教育並びに農村中堅青少年の養成を行う機関とする。

2 鳥取県立農業講習所は、鳥取県農業試験場に置く。

(鳥取県立種畜場)

第五十條 鳥取県立種畜場は、畜産の改良発達を図るため、次の業務を行う機関とする。

一 種畜及び種まんのはん殖、育成に関すること

二 家畜人工授精に関すること

三 種畜、種まんと及び種卵の貸付又は配付に関すること

四 種畜及び種まんの調査指導並びに仔畜及び雛の成績調査に関すること

五 家畜及び家まんの改良はん殖、管理、飼育方法、肥育法及び飼料の試験並びに育雛の試験に関すること

ること

六 酪農業の実施応用に関すること

七 厩肥及び家きん肥料の利用に関すること

八 畜産技術者の養成に関すること

2 鳥取県立種畜場は、東伯郡赤碓町に置く。

3 鳥取県立種畜場に庶務係、業務係及び附設機関を置く。

4 附設機関の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 位 置

鳥取県温泉利用畜産加工所 気高郡 浜村町

鳥取県有畜畜農指導所 東伯郡上中山村

(鳥取県畜牧場)

第五十一條 鳥取県畜牧場は、家畜飼養の合理化とともに体装、資質の向上を図るため、預託放牧を行う機関とする。

2 鳥取県畜牧場は、西伯郡大山村、日野郡八郷村、溝口町に互る位置に置く。

(鳥取県水産試験場)

第五十二條 鳥取県水産試験場は、水産業の改良発達を図るため、次の業務を行う機関とする。

一 漁ろう、製造、養殖等についての試験研究及び調査に関すること

二 講習、講話及び指導に関すること

三 種苗、種卵の育成配布に関すること

四 水産に関する鑑定分析に関すること

2 鳥取県水産試験場は、岩美郡大岩村に置く。

3 鳥取県水産試験場に、庶務係、海洋部、生産化学部、分場及び養魚場を置く。

4 分場及び養魚場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 位 置

鳥取県水産試験場分場 西伯郡 境町

鳥取県水産試験場大山養魚場 西伯郡宇田川村

鳥取県水産試験場米子養魚場 米子市

(鳥取県蠶業試験場)

第五十三條 鳥取県蠶業試験場は、蠶業の改良発達を図

るため、次の業務を行う機関とする。

一 原蠶種の製造及び配布に関すること

二 蠶業に関する試験及び調査に関すること

三 桑種苗及び標本等の配付に関すること

2 鳥取県蠶業試験場は、東伯郡上井町に置く。

3 鳥取県蠶業試験場に、庶務係、原蠶桑園部及び化学試験部を置く。

(鳥取県蠶検定所)

第五十四條 鳥取県蠶検定所は、繭の検定及び鑑定並びに繭の検定、鑑定及び格付に関する研究調査を行う機関とする。

2 鳥取県蠶検定所は米子市に置く。

3 鳥取県蠶検定所に、庶務係及び業務係を置く。

(鳥取県立蠶業技術員養成所)

第五十五條 鳥取県立蠶業技術員養成所は、蠶糸業に必要な学理と技術を授け、蠶業技術者又は農村中堅実務者を養成する機関とする。

2 鳥取県立蠶業技術員養成所は、鳥取県農業試験場に

置く。

(鳥取県印刷所)

第五十六條 鳥取県印刷所は、県が発行又は使用する印刷物の印刷業務を行う機関とする。
鳥取県印刷所は、鳥取市に置く。

第四章 乙類附屬機関

(乙類附屬機関の名称及び担任する事務)

第五十七條 法第三十八條の四第三項の規定に基き、附屬機関として設けた審査会、審議会、調査会、協議会 委員等は、次のとおりである。

所 管 課	名 称	担 任 す る 事 務
総務部	鳥取県総合開発審議会	鳥取県総合開発審議会條例第一條及び第二條の規定による総合開発計画及び特定地域総合開発計画について調査審議並びに知事に対する報告又は勧告に関する事務
企 画 課	鳥取県職員委員会	都道府県職員委員会に関する政令第二條の規定による懲戒の審査及び議決に関する事務
人 事 課	鳥取県私立学校審議会	私立学校法第九條の規定による私立大学以外の私立学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての都道府県知事に対する建議に関する事務
地 方 課	町村合併促進審議会	町村合併促進審議会設置條例第三條の規定による郡の区域

所 管 課	名 称	担 任 す る 事 務
民生部	鳥取県民生委員審査会	民生委員法第五條第二項及び第十一條第二項の規定による知事の民生委員の推薦及び解職の具申に対する意見の答申に関する事務
厚生課	鳥取県身体障害者福祉審議会	身体障害者福祉法第六條第五項の規定による身体障害者の福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務
	鳥取県災害救助対策協議会	災害救助法第十四條の規定による非常災害及び救助に関する情報の通報、救助その他緊急措置に関する計画の樹立並びに非常災害に際しての救助その他緊急措置に関する緊急計画の樹立並びにこれらの計画の実施の推進に関する事務
	鳥取県更生資金運営審議会	鳥取県更生資金運営審議会設置條例第二條の規定による更生資金の運営、貸付目標額の配分、一件十万元以上の貸付可否、償還不良者の強制回収、利用者の育成指導等についての調査審議、意見の答申等に関する事務

医 務 課	衛 生 部	保 險 課		
		鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会	鳥取県国民健康保険審査会	鳥取地方社会保険医療協議会
鳥取県公的医療機関運営審議会	鳥取県医療機関整備審議会	鳥取県国民健康保険診療報酬審査委員会	鳥取県国民健康保険審査会	鳥取地方社会保険医療協議会
医療法第三十六條第一項の規定による公的医療機関の運営に関する重要事項の調査審議に関する事務	医療法第三十二條第二項の規定による医療機関の整備に関する重要事項の調査審議に関する事務	国民健康保険法第四十七條ノ三の規定による療養担当者の提出した診療報酬請求書の審査に関する事務	国民健康保険法第五十二條ノ八から第五十二條ノ十一までの規定による保険給付又は保険料その他の徴収金に関する決定に対する不服の審査及び保険給付に関する契約の紛争並びに療養担当者又はこれを支払うべき診療報酬の額の決定のあつ旋等に関する事務	社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律第十三條第二項の規定による保険医及び保険薬剤師並びに医療担当者に対する適切な保険診療の指導に関する事項の審議及び勧告に関する事務

兒 童 課	鳥取県引揚同胞対策審議会			
	鳥取県社会福祉審議会	鳥取県同和対策審議会	鳥取県児童福祉審議会	鳥取県保母試験委員
鳥取県引揚同胞対策審議会	鳥取県社会福祉審議会	鳥取県同和対策審議会	鳥取県児童福祉審議会	鳥取県保母試験委員
鳥取県引揚同胞対策審議会設置條例第一條及び第二條の規定による引揚の促進、遺家族、留守家族、帰還者の更生対策、帰還者の在外資産及びその他の帰還同胞に関する事項の調査審議、知事に対する意見具申に関する事務	鳥取県社会福祉審議会設置條例第一條の規定による社会福祉事業の全分野における共通的基本事項その他重要な事項の調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務	鳥取県同和対策審議会設置條例第一條及び第二條の規定による同和対策の円滑な運営を図るため同和の啓蒙、同和教育、更生、その他同和に関する事項の調査審議並びに知事に対する意見の具申に関する事務	児童福祉法第八條第四項及び第七項の規定による児童及び妊産婦の福祉に関する事項の調査審議並びに関係行政機関に対する意見の具申並びに芸能、出版物等の推薦及びこれを作製し興行する者等に対する勧告に関する事務	児童福祉法施行令の定めるところによる保母試験の合格の決定その他保母試験に関する事務

公衆衛生課		鳥取県あん摩、はり、きゆう、きゆう、柔道整復地方審議会	あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第十三條第三項の規定によるあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験、これらの者の業務に関する知事の指示、処分等に関する調査審議に関する事務
鳥取県准看護婦試験委員		鳥取県准看護婦試験委員	保健婦、助産婦、看護婦法第二十五條第一項の規定による准看護婦試験の実施に関する事務
鳥取県結核診査協議会		鳥取県結核診査協議会	結核予防法第四十八條第一項の規定による結核患者の医療費の申請の審議に関する事務
鳥取県温泉審議会		鳥取県温泉審議会	温泉法第十九條第一項並びに第二十條の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する知事の処分に対する意見の答申に関する事務
鳥取県理容師、美容師試験委員		鳥取県理容師、美容師試験委員	鳥取県理容師、美容師試験委員條例第一條の規定による理容師、美容師試験に関する事務
鳥取県優生保護審査会		鳥取県優生保護審査会	優生保護法第十七條第三項の規定による優生手術に関する適否の審査に関する事務

農 業 課		農 業 課	
鳥取県中小企業振興対策審議会		鳥取県中小企業振興対策審議会	鳥取県中小企業振興対策審議会設置條例第一條及び第二條の規定による中小企業の堅実な振興についての調査審議ならびに知事に対する意見の具申に関する事務
鳥取県融資損失補償審査会		鳥取県融資損失補償審査会	鳥取県融資損失補償審査会條例第一條の規定による鳥取市災害復興資金融資損失補償契約及び鳥取市災害復興資金融資損失再補償契約に基づく損失補償その他重要事項の審査に関する事務
鳥取県観光総合審議会		鳥取県観光総合審議会	鳥取県観光総合審議会設置條例第二條の規定による景勝地の選定保存並びに開発、観光施設の整備、観光宣伝、観光客接遇方法の改善、土産品の振興、文化財の保存等に関する基本的計画の調査審議、意見の答申等に関する事務
鳥取県地代家賃審査会		鳥取県地代家賃審査会	地代家賃統制令第十五條第一項の規定による知事の行う地代又は家賃の停止統制額又は認可統制額の増額の認可又は減額に対する意見の答申に関する事務
鳥取県農業共済保険審査会		鳥取県農業共済保険審査会	農業災害補償法第二十九條第一項、第三百一十一條及び第四十三條第二項の規定による農業共済組合連合会の組合員の

	農業改良課 鳥取県改良普及員資格試験審査委員	林務課 鳥取県森林審議会	開拓課 鳥取県開拓審議会	土木部 管理課 鳥取県建設業審議会
提起する保険に関する訴の審査並びに農業災害の発生予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等の適正化に関する事項等に関する調査審議に関する事務	鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する條例第十一條第二項の規定による改良普及員資格試験の試験成績の判定、その結果の答申等に関する事務	森林法第六十八條第二項の規定による森林に関する重要事項についての知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務	開拓者資金融通法第六條第二項及び第七條第二項の規定による知事の資金の貸付、一時償還の請求、支払の猶予等の進達に対する意見の答申及び開拓に関する重要事項の調査審議に関する事務	建設業法第二十四條、第三十三條第一項及び第三十四條第一項の規定による建設工事の請負契約の紛争の解決のあつ旋、建設業の改善に関する重要事項の調査審議及び建設業に関する事項についての関係官庁に対する建議に関する事務

道路課 鳥取県補償審議会 鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理審議会	鳥取県都市計画地方審議会	鳥取県広告物審議会	河港課 鳥取県水防協議会	建築課 鳥取県建築審査会
鳥取県都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理に関する事務 特別都市計画法第十八條第二項の規定による特別都市計画に関する補償金の決定に関する事務	都市計画法審議会令(大正八年初令第四百八十三号)第二條の規定による都市計画に関する事項の調査審議及び関係行政庁に対する建議に関する事務	鳥取県屋外広告物條例第七條の規定による知事の諮問に應じて広告物に関する重要事項の調査審議に関する事務	水防法第八條第一項及び第二項の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関する事務	建築基準法第七十八條の規定による特定行政庁又は建築主事の処分に対する異議の申立の裁定及び壁面線の指定等に

指導所、出張所、事業所等を設置する。

鳥取県東京事務所
蠶業指導所
中海干拓事業所
用水改良事業所
土木出張所
港務所
港湾修築事務所
鳥取県鳥取火災復興事務所

(地方機関の内部組織、分掌事務)

第五十九條 地方機関に、その所掌事務を分掌させるため、必要に応じて課(地方事務所、保健所、県税事務所及び土木出張所に限る。)係、支所、駐在所等を置く。

2 前項の係、支所、駐在所等に属する事務は、地方機関の長において定め、知事に報告しなければならないことを変更したときもまた同様とする。

(地方機関の職及び職務)

第六十條 地方機関に所長を、同じく課に課長を、係に係長を、支所に支所長を、駐在所に主任を置く。

2 特に必要がある場合においては、地方機関に次長を置くことができる。

3 所長は、上司の命を受け、所員を指揮監督し、所務を掌理する。

4 課長又は係長は、所長又は上司の命を受け、その所管事務を掌理する。

5 次長は、所長をたずけて所務に従事し、所長に事故がある場合は、その職務を代行する。

6 支所長は、上司の命を受け、支所の事務を処理する。

7 主任は、上司の命を受け、駐在所の事務を処理する。

(地方機関の連絡調整)

第六十一條 地方事務所長は、地方機関の連絡を緊密にし、総合行政の実効をあげるため、その権限に属する事務に關係がある事項につき、所管区域内の地方機関の長を指揮監督することができる。

2 地方事務所長は、税務、土木又は保健の業務につき

第五章 地方機関

第一節 設置、内部組織、分掌事務、職及び職務

(地方機関の設置)

第五十八條 法第五十五條及び第五十六條の規定に基づき設置し又は設置されに地方機関は、次のとおりである。

地方事務所

- 県税事務所
 - 児童相談所
 - 保健所
 - 労政事務所
 - 病害虫防除所
 - 家畜保健衛生所
- 2 前項に掲げるもののほか法第五十八條第五項の規定に基づき、地方機関として次の各号に掲げる事務所

鳥取県建築士審議会	対する同意並びに同法施行に關する重要事項の調査審議に關する事務
鳥取県二級建築士試験委員	建築士法第二十八條の規定による同法に規定する同意についての議決、建築士に關する重要事項の調査審議及び建築士に關する事項についての關係官庁に対する建議に關する事務 建築士法第三十二條第一項の規定による二級建築士試験に關する事務